

第2章

人権の限界

1. 公共の福祉

重要度★★★

📍[22-3、23-5]

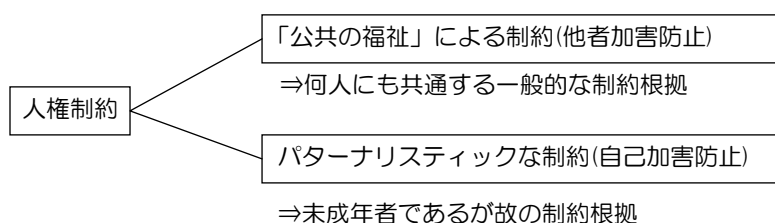
日本国憲法では、自然権思想（自然権＝人が生まれながらに与えられている権利）に基づいて、基本的人権を永久不可侵のものとして保障しています（11条、97条）。しかし、それは人権が絶対無制約だという意味ではありません。人権は個人に保障されるものですが、個人も社会との関係を無視して生存することはできませんので、人権も他人の人権との関係で制約されます（たとえば、表現の自由が保障されていたとしても、他人に迷惑をかけ、その人権を侵害するような表現行為は許されないということです）。このような考え方を、「公共の福祉」による制約といいます。

日本国憲法は、各人権に個別的な制限を加えず、「公共の福祉」による制約があることを一般的に定めて（12条、13条）、人権に制約があることを明らかにしています。

「公共の福祉」とは、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理で、すべての人権に内在する制約です。（一元的内在制約説）。

これに対して、未成年者に対する人権制約のように、国家が後見的立場から未成年者自身の保護を目的として人権制約を行うことは、後見的保護主義（パターンナリズム）に基づく制約すなわちパターンナリスティックな制約といいます。

■ 図表で整理



❖ 条文チェック！

＜第13条〔個人の尊重と公共の福祉〕＞

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉**に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

2. 私人間効力

重要度★★

●[25-4、30-3]

1 憲法の私人間への適用

近代憲法は、国家からの自由を基調とします。人権規定は、公権力から国民の権利・自由を保護するものです。そのため、私人相互の法律関係については、人権規定は適用されず、私的自治の原則に委ねられると考えられてきました。

しかし、資本主義が進展するに伴って、国家権力に類似するほどの力を持った私的団体（ex. 企業、労働組合など）が生まれ、そのような私的団体によって国民の人権が脅威にさらされるようになりました。そこで、このような私的団体による国民の人権侵害に対しても、憲法を適用して国民の人権を保護する必要があるのではないかが問題とされるようになります。

この点について、憲法は社会的基本秩序を構成する規範で、公法※、私法※を通じた法秩序全体の基礎ですから、私人間にも直接適用されるとする直接適用説や、反対に、憲法は公法に属し、もっぱら国の権力的作用を規制するものだから、私法が規制する領域とは無関係で、私人間には適用されないとする無効力説があります。しかし、判例・通説は**間接適用説（私人間において憲法の人権規定は直接適用されませんが、私人間においては、私法の一般条項に憲法の趣旨を取り込んで解釈・適用する考え方）**を採用しています。私人間には私的自治の原則※があります。したがって、対公権力のものである憲法による基本的人権の保障を、私人間に直接適用すべきではありませんし、社会的権力からの人権侵害に対しては、私法の一般条項に憲法の趣旨を取り込んで解釈すれば保護を図ることができることを根拠としています。

※公法－国家・公共団体の内部関係および国家・公共団体と私人との関係を規律する法（ex. 憲法、行政法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法など）。

※私法－私人相互の関係を規律する法（ex. 民法、商法など）。

※私的自治の原則－個人の私法関係を、その個人の意思によって自由に規律させる原則。

2 間接適用説（判例・通説）

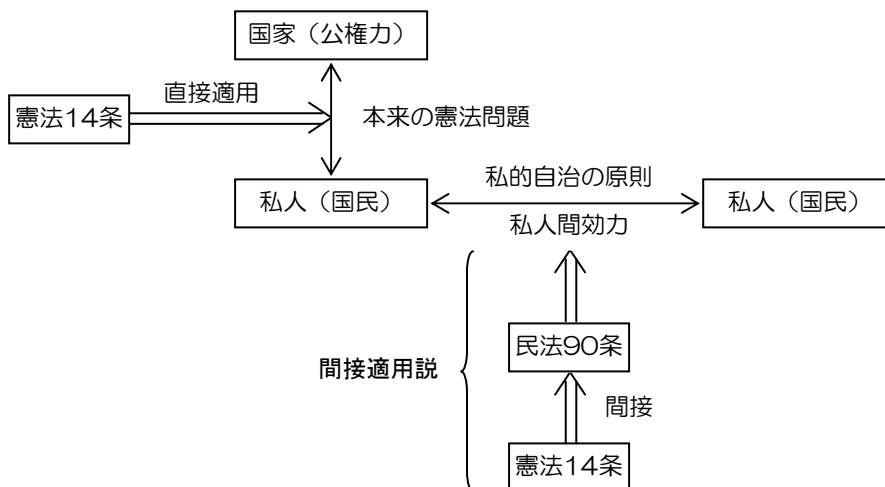
私法の一般条項※（民法90条※等）に、憲法の趣旨を取り込んで解釈・適用することによって、間接的に私人間の行為を規律する（通説・判例）（たとえば、憲法14条で性別による差別が禁じられているから、女性を差別した内容の雇用契約は、公序良俗に反していると判断して、民法90条で無効にする）という考え方です。

もっとも、間接適用説を前提にしても、憲法15条4項（投票の秘密）、18条（奴隸的拘束・苦役からの自由）、27条3項（児童酷使の禁止）、28条（労働基本権）のように、個々の人権規定の趣旨、目的ないし法文から考えて、私人間に直接適用される人権規定もあります。

※一般条項－通常法律の条文は要件と効果から成り立つ具体的なものとなっていますが、場合によっては、「公の秩序・善良の風俗」などのように抽象的・包括的な表現で記述されることもあり、そのような条項を一般条項といいます。民法90条が代表的な私法の一般条項です。

※民法90条－公の秩序または善良の風俗（公序良俗）に反する法律行為は、無効となります。

■ 図表で整理【憲法の適用関係】



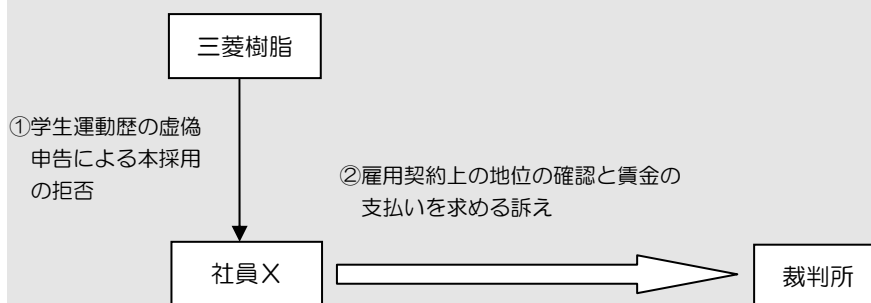
判例を読む……

三菱樹脂事件（最大判昭48. 12. 12） 重要度 A

◆事案の概要

大学卒業と同時に三菱樹脂株式会社に入社したXは、学生運動歴等についての虚偽申告を理由に、3か月の試用期間満了とともに本採用拒否の告知を受けました。これを不服としたXは、雇用契約上の地位の確認と賃金の支払いを求める訴えを提起した事件。

◆法律関係図



◆争点1 私人間に人権規定は適用されるか。

⇒判旨

「憲法19条、14条の規定は、……もっぱら国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。……私的支配関係においては、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれがあり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは、……場合によっては、私的自治に対する一般的制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって、……適切な調整を図る方途も存するのである。」

◆争点2 思想・信条を理由として企業が雇用を拒否することは許されるか。

⇒判旨

「憲法は、営業その他広く経済活動の自由をも基本的人権として保障している。それゆえ、……企業者は、……経済活動の一環としてする契約締結の自由を有し、……いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、……原則として自由にこれを決定することができるのであつて、**企業者が特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもって雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法とすることはできないのである。**」

◆争点3 企業が労働者の思想・信条を調査し、その者から申告を求めることは適法か。

⇒判旨

「企業者が雇傭の自由を有し、思想、信条を理由として雇入れを拒んでもこれを目して違法とすることができない以上、企業者が、労働者の採否決定にあたり、労働者の思想、信条を調査し、そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求めることも、これを法律上禁止された違法行為とすべき理由はない。」

日産自動車事件（最判昭56.3.24） 重要度A

◆事案の概要

日産自動車では、就業規則※で女性の定年年齢を男性より低く定めていた。この規定に基づき定年退職を命じられた女性Xらが、雇用関係の存続の確認を求めて訴えを提起した。

◆争点 就業規則で男女別定年制を定めることは、憲法14条に違反しないのか。

⇒判旨

「就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、**性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条の規定により無効である**…（憲法14条1項、民法2条参照）。」

※就業規則－使用者が、労働者の就業上守るべき規律や事業場における労働条件などを定めたもの。

昭和女子大事件（最判昭49.7.19） 重要度C

◆事案の概要

私立大学Yの学生Xらがその学則たる「生活要録」に反して政治活動を行ったため、Yは、Xを退学処分にしました。Xらはこれに対して身分確認訴訟を提起した事件。

◆争点 私人間に人権規定は適用されるか。

⇒判旨

「憲法19条、21条、23条等のいわゆる自由権的基本権の保障規定は、国又は公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障することを目的とした規定であつて、専ら国又は公共団体と個人との関係を規律するものであり、**私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものでない……**。」（結論として退学処分は違法ではないと判断されています）

百里基地訴訟（最判平元.6.20） 重要度C

◆事案の概要

Xは、基地反対派町長Yの使用人Aと、X所有土地の売買契約を締結しました。しかし、Xは、Aの債務不履行を理由に売買契約を解除し、自衛隊基地用地として国に売却しました。Xおよび国は、Aと実質的な買主Yに対し、所有権確認の訴えなどの民事訴訟を提起した事件。

◆争点 私法上の行為に憲法9条が適用されるか。

⇒判旨

「憲法9条は……私法上の行為に対しては直接適用されるものではない……国が行政の主体としてでなく私人と対等の立場に立って、私人との間で個々の締結する私法上の契約は、当該契約がその成立の経緯及び内容において実質的にみて公権力の発動たる行為となんら変わりがないといえるような特段の事情のない限り、憲法9条の直接適用を受けず、私人間の利害関係の公平な調整を目的とする私法の適用を受けるにすぎない……。〔……自衛隊の基地建設を目的ないし動機として締結された本件売買契約が、その私法上の契約としての効力を否定されるような行為であったとはいえない。〕」